

第4次井手町地域福祉計画策定支援業務 仕様書

1. 名称

8 福委第2号 井手町地域福祉計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、高齢者保健福祉計画等策定支援業務

のうち、第4次井手町地域福祉計画策定支援業務

2. 期間

契約日の翌日から令和9年3月30日まで

3. 目的

本業務は、現在進行中である井手町地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）の成果と課題を踏まえ、町の現況や関連施策、住民ニーズを把握するための基礎調査を実施し、今後の地域福祉の推進に関する課題を整理・分析するとともに、社会動向、関連法令及び本町関連計画との整合に留意しながら、住民の参画を図りつつ、全庁的な取組を踏まえ、計画を策定するために必要な業務の全般的な支援及び計画書の作成を行い、井手町が取り組むべき課題や福祉施策の基本的方向・実施施策や目標を定める、第4次井手町地域福祉計画（令和9年度～令和13年度）を策定することを目的とする。

また、井手町が策定する「井手町地域福祉計画」と(福)井手町社会福祉協議会が策定する「井手町地域福祉活動計画」は、相互に補完し連携をしながら地域福祉を総合的に推進するためのものであるため、一体的な計画として策定する。

4. 業務にかかる計画の範囲

計画には、次の内容を含むものとする。

(1) 井手町が策定する計画

ア 社会福祉法第107条第1項に規定する、地域福祉の推進に関する事項として同条第1項各号に掲げる事項を一体的に定めた計画

イ 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する、市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画

ウ 再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画

5. 業務内容

(1) 住民アンケート調査

住民の生活実態や健康状態、福祉施策に対する考え方等の把握を行い、計画策定の基礎資料とする。

① 封筒(A4判)の作成・印刷

② 調査協力依頼文書の作成・印刷

- ③ 調査票・返信用封筒(A4判)・調査協力依頼文書の封入・封緘
- ④ 調査票送付封筒への宛名シールの貼付(宛名シールについては町で作成)
- ⑤ 回収調査票の集計・分析
- ⑥ 結果報告分析資料の作成

※アンケート発送、返送に係る郵送料は町の負担とする。

※返送に係る料金受取人払いの申請は町の対応とする。

調査票に関しては、法改正、特に地域包括ケアシステム強化のための介護保険等の一部を改正する法律やその後改正された福祉関係法令を十分に吟味し、井手町の関係例規、福祉関係施策など、井手町の現状を踏まえながら設問設計を行うこととする。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	18歳以上の井手町住民
サンプル数	1,700票
調査方法	郵送法
調査票種類数	1種
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

(2) 関係団体等に対する調査

ボランティア団体や自治会など、地域福祉にかかる活動団体・組織に対し、活動状況や課題、地域福祉に対する意見等を聴取するための調査を実施する。

調査方法については、受託者にて調査シートを作成し、関係団体等がシートに必要な事項を記入する。関係団体等への配布・回収は委託者が行い、受託者が結果のとりまとめを行うものとする。

(3) 庁内関係課に対する調査

庁内関係各課の福祉関連施策の現状を把握し、今後の施策方針や連携体制を構築するため、関係各課に調査を実施する。

調査方法については、受託者にて調査シートを作成し、各担当課がシートに必要な事項を記入する。各担当課への配布・回収は委託者が行い、受託者が結果のとりまとめを行うものとする。

(4) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

国の動向、京都府の関連計画、福祉関係法令、井手町の各種福祉関連計画(井手町高齢者保健福祉計画、井手町障がい者基本計画及び障がい福祉計画・井手町障がい児福祉計画、井手町子ども・子育て支援事業計画)と連動させながら、井手町の概要及び社会経済的特性等について、井手町が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

(5) 全国的な先進事例の提供

計画策定に伴う施策を検討する際の資料とし、井手町の特質・特性を見極めるため、全国自治体の特色ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、当該団体の人口などの基本情報はもとより、施策の事業内容・担当部局名をはじめ、目的・特色などの先進事例を少なくとも5件以上提供し、冊子としてもまとめること。

(6) 住民ワークショップ実施

住民参画の一環として、地域住民との協働体制をともに考えるためのワークショップ(2回開催予定)を実施する。実施に際しては、必要な支援(企画提案、資料作成、議事進行等)を行う。

(7) 課題の整理・抽出

基礎的な地域データや全国の先進事例及びアンケート調査、住民ワークショップなどの結果から、地域福祉に関する施策を実施するうえでの課題を整理し、重点課題を抽出する。

(8) 検証可能な重点施策・数値目標の検討

重点施策・数値目標の検討にあたっては、国・都道府県の施策及び井手町の関連計画との整合性を図ったうえで、検証可能な評価指標を設定する。

(9) 法令改正による計画との整合性の確保

社会福祉法等を中心に福祉関係法令と本計画内容の整合性を図ることを目的として、特に地域包括ケアシステム強化のための介護保険等の一部を改正する法律を中心に、今後、福祉関連法令が改正される都度、その改正箇所が引用されている当町の例規(条例・規則・要綱)の条項を随時指摘すること。改正された法令を新旧対象形式(横書き)で提示すること。

※法令については官報を参照すること。

※例規に関しては本町のホームページを参照すること。

※施行規則等も含むものとする。

※福祉関係法令すべてを対象とする。

(10) 計画骨子案・素案の作成

上記を踏まえて基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し内容の協議を行う。

(11) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを井手町が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

(12) 計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（3回程度開催予定）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス、議事録要約版の作成等の支援を行う。

(13) 計画本編・概要版の作成

上記内容を整理し、計画本編・概要版を作成する。本編・概要版を作成するにあたっては、住民が親しみやすいような表現及びデザインを行うこと。

6. 成果品

- ・基礎調査報告資料：データー式
- ・地域福祉計画本編（A4判、80頁程度、1色刷）：120部
- ・地域福祉計画概要版（A4判、8頁程度、4色刷）：200部
- ・全国先進事例冊子（A4判、20頁程度、1色刷）：5部
- ・改正法令引用例規指摘一覧表 データー式

7. その他

- ・資料等作成及び提出資料等にかかる費用、調査員の交通費その他の経費は、第4次井手町地域福祉計画策定支援業務の委託料に含むこと。
- ・計画本及び概要版、冊子（成果品）、本作業集計結果等計画策定に関わるデーター式はPDFファイル及び加筆修正等が可能な電子データファイル（ワード、エクセル等）を格納したCD-ROMで納品すること。
- ・製作物（報告書他計画策定にかかる全てのデータ等）にかかる所有権、著作権は井手町に帰属するものとする。
- ・受注者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
- ・仕様書に定めのない事項については、双方協議の上処理する。
- ・上記業務においては、すべて成果品を確実に納めること。仕様書上の業務の不履行、成果品の納品が認められない場合、指名停止等の措置を行うことがある。
- ・井手町地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定については、井手町と（福）井手町社会福祉協議会が相互に連携して一体化して進めていくため、（福）井手町社会福祉協議会の業務の費用については、別途契約等を行うものとする。